

1 することとされている。

削除: して

2 奨学寄附金の位置付け等から見て、他の受託研究費と同様に取り扱う
3 必要があるかという点について再検討を行った。

削除: 意味合い

4 ② 報告された調査等の内容

5 厚生労働科学研究（長谷川班）において、全国の医学部・薬学部（研
6 究科）の会計担当者を対象に、奨学寄附金の大学における制度的な位置
7 付けや取扱い、奨学寄附金と他の寄附金・契約金等との区別の有無等に
8 についてアンケート調査が行われた。

9 当該アンケート調査の暫定集計結果は、以下のとおりであった。

削除: によると、

10 1). 奨学寄附金の学内の制度的な位置付けについては、約6割の大学で明文化した規程があり、約1割の大学では明文化はしていないが取扱いのルールがある一方、約2割の大学においては特にルールはなかった。

書式変更: インデント：ぶら下げインデント：2字 左 4.56字、最初の行：-2字

削除: 奨学寄附金について

11 2) 奨学寄附金とそれ以外の寄附金（不動産、動産を含む）については、両者を区別して取り扱っている大学は約5割であり、約4割の大学は両者を寄附金として一括して取り扱っていた。

12 また、奨学寄附金と研究契約金（治験や共同研究、受託研究に係る費用）については、両者を規程上区別して取り扱っている大学は約9割であった。

13 3) 奨学寄附金の研究者による使用については、約5割の大学で明文化した規程があり、約2割の大学では明文化はしていないが取扱いのルールがある一方、約2割の大学においては特にルールはなかった。

14 4) 奨学寄附金の使途制限については、約4割の大学で明文化した規程があり、約3割の大学では明文化はしていないが取扱いのルールがある一方、約3割の大学においては特にルールはなかった。

15 5) 奨学寄附金の経理方法については、約9割の大学で全て機関経理されていた他、1大学を除く残りの大学で原則機関経理が行われていた。

16 6) 奨学寄附金の使途の管理方法については、約6割の大学で規程がある一方、約3割の大学では規程がなかった。

書式変更: インデント：ぶら下げインデント：2字 左 4.56字、最初の行：-2字

17 7) 奨学寄附金の個別事例ごとに、企業名、金額及び受取人が対応付けられる形で書類上管理されている大学は約4分の3である一方、約2割の大学ではそのように管理されていなかった。

18 8) 奨学寄附金の企業名、金額及び受取人の情報について、情報公開